

各〔都道府県〕
政令市
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業等において検体等を送付する際の留意事項について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき実施される感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等(以下「感染症発生動向調査事業等」という。)における病原体又は病原体検査のための検体の運搬については、貨物自動車運送事業者も利用しつつ行われています。

今般、関係事業者との協議の結果、病原体検査のための検体又は病原体等の運搬に当たって、ジュラルミンケースによる包装が不要となりました。これにより、保健所における行政検査その他検体を送付する場合においても、検体の運搬に貨物自動車運送事業者を利用しやすくなるものと考えます。

については、感染症発生動向調査事業等や保健所の行政検査その他検体を送付する場合において、貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合には、別添の「貨物自動車運送事業者を利用して検体等を送付する場合の包装に関する遵守事項」を遵守していただきたいので、管内医療機関を含む関係機関等に周知いただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」(平成24年3月15日付健感発0315第1号)は、本日をもって廃止します。